

瀬戸市予防接種実費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第29号

瀬戸市予防接種実費徴収規則の一部を改正する規則

瀬戸市予防接種実費徴収規則（昭和60年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(実費の徴収) 第2条 市長は、法第5条第1項の規定により予防接種を行った <u>場合は</u> 、当該予防接種を受けた者又はその保護者から実費を徴収することができる。 <u>ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</u>	(実費の徴収) 第2条 市長は、法第5条第1項の規定により予防接種を行った <u>ときは</u> 、当該予防接種を受けた者又はその保護者から実費を徴収することができる。
2 <u>市が委託して予防接種を実施するときは、予防接種を受けた者又はその保護者は、当該実費相当額を自己負担金として予防接種を実施した医療機関に直接支払うものとする。</u>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。